

国の障害者雇用訪問調査

水増し問題で法改正へ

中央省庁による障害者雇用促進法の改正案の提出を、厚生労働省は、国の行政機関に対して定期的な訪問調査を実施し、不適切な計上が行われていないか確認する制度を導入する方針を決めた。来年の通常国会で障害者雇

用促進法の改正案の提出を目指す。厚生労働省が設置した第三者検証委員会が22日に公表した報告書によると、昨年6月時点で、国の28行政機関で計3700人の障害者の不適切計上が行われている

た。このうち9割以上が障害者手帳など客観的に障害を確認できる資料がなく、検証委は、障害者雇用制度を所管する厚労省に対し、「雇用実態の把握」の徹底を求めている。民間企業では、一定規模

導入が検討されている省庁へのチェック体制

	省庁	民間企業
訪問調査	厚生労働省などが実施	独立行政法人が約3年に1回実施※
障害者手帳のコピーなどの保存	義務化。保存期間は要検討	退職から3年間まで
ペナルティー	なし	法定雇用率に満たないと納付金が課される※

※は一定規模の企業が対象

の企業に対し、厚労省所管の独立行政法人が約3年ごとに訪問調査を行い、障害者手帳のコピーなどを確認

している。法律で義務づけられた障害者の雇用割合（法定雇用率）を達成できなかった場合はペナルティーとして納付金も課される。

一方、国に対しては、現状では厚労省に各機関の雇用実態を調べる権限がなく、訪問調査などは行われてこなかった。厚生労働省は、

障害者雇用促進法を改正して同省が訪問調査の権限を持ち、出先機関も含めた国の行政機関でも障害者手帳のコピーなどの資料保存や障害者名簿の作成などを義務づけたい考えだ。

訪問調査の実施者として

は、全国のハローワークで障害者雇用を担当する職員らが想定されている。来月にも障害者代表と労使代表、有識者でつくる労働政策審議会の障害者雇用分科会で議論を始め、来年の早い段階での法改正を目指す。

同分科会長の阿部正浩・中央大教授は「少なくとも各機関がルールを徹底できるまでは、毎年チェックすることが必要だろう。二度と同じ事態が生じないよう、速やかに議論を進めなければならない」と話している。